

## 個人情報取扱に関する基本方針

町田市立鶴川第三小学校PTA（以下「本会」という。）は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、本会において取得・保持する個人情報については個人情報保護法に則って運用管理を行い、かつ、その活動において個人情報の保護に努めるものとする。

そして、本会が取得・保有する個人情報の適正な取扱いを定めるとともに、本会において取得・保持する個人情報についてはその利用目的を明示して取得・保持し、その取扱方法については、適宜の方法で会員に周知する。

また、本会が取得・保持している個人情報について、当該個人から開示請求があった場合には本会において誠実に対応するとともに、その訂正・削除の要請があった場合も本会において適切に対応するものとする。

## 個人情報取扱方法

### 第1条 目的

この個人情報取扱方法は、本会が取得・保有する個人情報の適正な取扱いを定めることにより、PTAの円滑な運営を図るとともに、個人情報に関する会員の権利・利益を保護することを目的として制定する。

### 第2条 指針

本会は個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、個人情報保護法に則って運用管理を行い、その活動において個人情報の保護に努めるものとする。

### 第3条 周知

本会において取得・保持する個人情報の取扱方法については、総会資料または通知など適宜の方法により会員に周知する。

### 第4条 利用目的

本会では個人情報を次の目的のために利用する。

1. 会費請求、管理等のための連絡
2. 本会の事業に関する文書等の送付
3. 本会役員・会員名簿等の作成

### 第5条 個人情報の取得

1. 本会が取扱う個人情報及びその利用の同意については、本会宛に書面で提出さ

れた次の事項とする。

- (1) 氏名
- (2) 住所・電話番号
- (3) その他必要とするもので同意を得た事項

2. 前項の規定にかかわらず、要配慮個人情報等を収集する場合は、あらかじめ別途本人の同意を得るものとする。

## 第6条 同意の取り消し

1. 会員は、個人情報の取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の事項・項目または全ての事項・項目について、その同意を取り消すことができる。
2. 不同意の申し出があった場合、本会は直ちに該当する個人情報を廃棄または削除しなければならない。ただし、名簿等として既に配布しているものについては、削除の連絡をすることでこれに替える。

## 第7条 管理

1. 個人情報は、本会役員が適正に管理する。
2. 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄する。

## 第8条 保管

個人情報データベースは、紙媒体は施錠保管、電子データはファイルにパスワードをかけるなど適切な状態で保管することとする。

## 第9条 第三者提供の制限

本会は、次に挙げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

1. 法令に基づく場合
2. 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
3. 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
4. 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得る

ことにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

#### **第10条 秘密保持義務**

本会会員は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

#### **第11条 情報開示等**

本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

#### **第12条 漏えい時等の対応**

個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに本会役員に報告する。

#### **第13条 苦情の処理**

本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

#### **第14条 改正**

この取扱方法の改正は、総会における出席会員の3分の2以上の賛成を得なければならない。但し、改正案は7日前までにその内容を全会員に通知しておかなければならない。また、改定した場合は、第3条に定める周知の方法をもって会員へ周知するものとする。

#### **付 則**

本取扱方法は、平成30年10月11日より施行する。